

無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の安全な飛行に向けて

★ 航空法の対象となる「無人航空機」とは

飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの（※）です。

（※）200 g 未満の重量（機体本体の重量とバッテリーの重量の合計）のものを除く
（例）ドローン（マルチコプター）、ラジコン機、農薬散布用ヘリコプター

★ 飛行禁止空域（飛行させたい場合には、国土交通省の許可が必要です。）

- ・ 空港周辺
- ・ 150m以上の上空
- ・ 人家の密集地域（下記参照）

★ 飛行の方法

（下記⑤から⑩による方法で飛行させたい場合には、国土交通省の承認が必要です。）

- ① 飲酒時等の飛行禁止
- ② 飛行前確認
- ③ 衝突予防
- ④ 危険な飛行禁止
- ⑤ 夜間飛行の禁止
- ⑥ 目視（直接肉眼）外飛行の禁止
- ⑦ 近距離飛行禁止（第三者又は第三者の建物、自動車等との間に30m以上の距離の保持）
- ⑧ 多数の者が集合する催し場所での飛行禁止
- ⑨ 危険物輸送の禁止
- ⑩ 物件投下の禁止

★ 許可・承認の申請について

上記航空法に定める「飛行禁止空域」における飛行、「飛行の方法」によらない飛行を行おうとする場合、飛行開始予定日の少なくとも10日（土日祝日等を除く。）までに国土交通省へ申請が必要です。

★ 参考事項

1 人家の密集地域

人家の密集地域とは、具体的には、国勢調査の結果による人口集中地区となります。詳細については、「人口集中地区全国図」を参考に、国土交通省航空局HPを通じて確認してください。

人口集中地区全国図

(https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000041.html)

2 国土交通省航空局HP

無人航空機の飛行ルールや許可等の申請の方法等の詳細については、以下の国土交通省航空局HP

(https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html)

を参照してください。